

施設

【令和7年度版】

東区社会福祉協議会 福祉施設地域ふれあい事業助成のご案内

福祉施設地域ふれあい事業助成とは・・・

「助け合い・支え合う地域づくり」の推進のため、福祉施設・福祉団体と地域住民の交流を目的に行われる活動に対する助成事業です。

助成の対象となる事業

施設入所者・通所者、福祉団体と地域住民の交流を目的としたイベント
例) 福祉講演会、地域・福祉施設交流お楽しみ会 等
※ 実施範囲は施設、福祉団体を中心とする近隣の自治会・町内会、または小学校校区程度の範囲を原則とする。
※ イベント参加者は、施設入所・通所者、福祉団体、地域自治会等とし、必ず地域住民の参加を含める。

助成対象団体

東区内の福祉施設、福祉団体。
※ 企業立(株式会社・有限会社等)を除く。

助成額及び対象経費等

【助成額】

27,000 円

【助成回数】 年度 1 回

※ 複数施設合同での事業実施の場合は 1 事業につき 1 施設のみ申請可
※ 老人クラブは協議会ごとの申請となります。協議会に所属する単位老人クラブ数により助成限度回数があります。

単位老人クラブ数	0～5	6～10	11 以上
年間助成回数	1	2	3

【助成対象経費】 事業実施に係る経費

※ アルコール飲料、事前事後の打合せに係る経費は対象外

申請方法等

【申請】 事業実施の概ね 1 カ月前までに、①「申請書」(様式 1)に②「開催チラシ」等の案内」を添付し、東区社会福祉協議会事務局へ提出してください。

【報告】 事業実施後概ね 1 カ月以内に以下の書類を本会へ提出してください。

- 1 「報告書」(様式 2)、
- 2 写真(事業全体の様子がわかるもの)
- 3 領収書写し(明細のわかるもの)

※ 年度末(3月)開催の場合は、3月中に報告書を提出してください。

その他

- 福祉施設地域ふれあい事業助成は、参加対象者を特定せず、回覧チラシ等により広く地域にご案内ください。
※ 役員のための懇親会・慰安旅行等は対象になりません。
- 東区社会福祉協議会会費を財源としている「福祉施設地域ふれあい事業助成」を活用していることを、参加者等へ広く周知してください。